

成年後見制度

記事ID 0002345

問い合わせ 高齢障害福祉課 ☎0942-85-3554

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が衰えても、安心して自分らしい生活が続けられるよう権利を守り、保護・支援するための制度です。成年後見制度は『任意後見制度』『法定後見制度』の2種類があります。



任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに利用する制度です。将来、判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。



法定後見制度

本人の判断能力が不十分になってから利用する制度です。本人の判断能力に応じて、次の3つに区分されます。※支援内容は区分によって異なります
(1)後見:判断能力が欠けているのが通常の状態
(2)保佐:判断能力が著しく不十分な状態
(3)補助:判断能力が不十分な状態

また、成年後見人などができるとして、預貯金などの管理を行う『財産管理』と、医療・介護などの手続きを行う『身上監護』があります。

財産管理

- 本人の預貯金や年金、保険契約などの管理
- 自宅不動産・収益物件などの管理
- 遺産分割、相続放棄などの相続手続き



身上監護

- 介護・福祉サービスの利用
- 施設の入退所の手続き
- 要介護認定の申請や介護サービス利用契約の締結



「成年後見制度について知りたい」と思ったら、高齢障害福祉課または居住地区の地域包括支援センターにご相談ください。詳しい内容は、厚生労働省ホームページ『成年後見はやわかり』にも掲載されていますので、ご覧ください。



「成年後見はやわかり」
ホームページ

成年後見制度に関する講座を開催

- とき ①12月3日(水)②12月17日(水)、10時~11時
- ところ ①基里まちづくり推進センター
②鳥栖まちづくり推進センター
- 内容 最新の事例を踏まえて、制度のことを分かりやすく解説します
- 講師 原弘安さん(州都綜合法務事務所代表司法書士)
- その他 10月に発行した『わたしの柄ノート』(エンディングノート)を配布します
- 申し込み 高齢障害福祉課へ

相談窓口	電話番号
高齢障害福祉課	☎0942-85-3554
鳥栖地区地域包括支援センター	☎0942-81-3113
田代基里地区地域包括支援センター	☎0942-85-3440
若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	☎0942-85-8815
鳥栖西地区地域包括支援センター	☎0942-82-2188